震災復興都市計画行動計画表

時期	項目	交通基盤部都市局														くらし・環境部建築住宅局					
		都市計画課		都市計画課		市街地整備課		街路整備課		公園緑地課		生活排水課		建築安全推進課		住まいづくり課		公営住宅課	
		班	内容	班	班	班	内容	班	内容	班	内容	班	内容	班	内容	班	内容	班	内容
発災直後						**※災害応急対策 ○被災者の救出、行方不明者の捜索等、地域防災計画に基づき緊急に実施すべき行動を支援する。　　○県、市町の担当者の連絡網を確認する。 ○人心が不安定な状況で被災後の復興について検討することはふさわしくないので、応急対策等に全力を尽くす。　　○応急対策等により、住民生活が落ち着きを取り戻した地域・地区から順次以下により行動する。**													
～ ２ヶ月	① 被災状況把握、 復興方針の決定 ・基本方針 ・復興の施策 重点施策、目標期間	都市行政班	・発災後、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施策施領」に基づき、市町から被害状況の報告が本部に入ってくるので、この内、都市被害に関わるものについて、部の情報として整理する。 ・国土交通省防災担当窓口である都市計画課施設計画班に情報を伝達する。 ・未情報市町については、本部を通じて情報収集を行う。 ・各課に情報を伝達する。	施設計画班	地域計画班 施設計画班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。 ・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。 ・国土交通省防災担当窓口として情報を伝達する。	市街地整備班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。	街路整備班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。	公園緑地班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。	計画班・整備班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。	建築安全班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。 ・静岡県地域防災計画地震対策の巻第６章復旧・復興対策第６章５６－５被災建築物等に対する安全対策被災宅地危険度判定士等による被災宅地等の危険度の状況を把握する。	計画班・宅地建物班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。	建築指導班・県営住宅管理班	・都市計画課都市行政班から情報を入手し整理する。
					地域計画・施設計画班	市街地整備班	・緊急に復興整備が必要な区域を抽出するため、地域防災計画により得られる空撮やビデオ情報、現地調査結果等による情報に基づき分析を行う。 ・市町及び関係各課との連絡調整により、緊急に面的整備等が必要と判断される地区を、緊急復興地区として定める。		・緊急に復興整備が必要な区域を抽出するため、地域防災計画により得られる空撮やビデオ情報、現地調査結果等による情報に基づき分析を行う。 ・市町及び関係各課との連絡調整により、緊急に面的整備等が必要と判断される地区を、緊急復興地区として定める。										
	② 緊急復興地区について、特定行政庁による建築基準法第８４条に基づく建築制限区域指定（最長２ヶ月）				地域計画・施設計画班	市街地整備班	・県関係部局及び市町の都市計画部局との連絡体制を保つ。 ・緊急復興地区に対応した都市計画課内体制を整える。（協議・調整担当と地区担当） ・市町の都市計画部局と協議し、緊急に面的な整備等が必要と認められる区域の内、都市計画事業により復興を行なう区域を決定する。 復興事業計画を考慮し、建築基準法第８４条の制限の時期、指定内容（区域、建築制限）について、県建築部局及び市町都市計画部局と調整を図る。 ・期間延長が必要な場合、県建築部局及び市町都市計画部局と調整し、手続きを依頼する。（１ヶ月間）	街路整備班		公園緑地班		計画班・整備班		建築安全班	・県及び市町の建築部局との連絡体制を保つ。 ・復興事業計画を考慮し、建築基準法第８４条の制限の時期、指定内容（区域、建築制限）について、県都市計画部局及び必要に応じて市町建築部局と調整を図る。 ・緊急性から言えば、建築基準法第８５条（仮設建築物に対する制限の緩和）の区域指定を先行させる必要があると考えられ、第８４条の建築制限内容と齟齬をきたさないようにする。 ・特定行政庁である６市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市）と連絡を取合いながら、６市以外の市町における建築制限を行なう。なお、法定手続きではないが公告する。（１ヶ月間） ・住民への周知を行う。 ・公告 ・復興ニュースの配布 ・住民への説明のための組織づくり ・新聞、テレビなどによる発表 ・期間延長が必要な場合、県都市計画部局及び必要に応じて市町建築部局と調整し、手続きを行う。（１ヶ月間）				
	③ 建築基準法第８４条区域内における建築制限又は禁止													建築安全班	・土木事務所における事務体制を整え、第８４条指定区域内における建築相談業務等を行う。 （静岡県地域防災計画地震対策の巻第６章復旧・復興対策第８章被災者の生活再建支援６８－７相談窓口の設置で位置づけられている必要に応じて設置される「震災復興相談センター」において、建築の相談が受けられるような体制を敷く。） ・建築基準法第８４条、第８５条に関する建築物違反処理を実施する。 ・区域設定や境界確認が容易でないケースがありうることに留意する。				
	④ 都市計画法第１０条の４に基づく被災市街地復興推進地域の案の作成（必要に応じて都市計画区域指定も含む）	都市行政班	・他県からの職員支援要請		施設計画班	市街地整備班	・被災市街地復興推進地域（市町決定）の都市計画案作成の支援												
					地域計画・施設計画班	市街地整備班	・予め、関連事業担当課との連絡調整を行う。	街路整備班	・事業化の可能性を検討する。	公園緑地班	・事業化の可能性を検討する。	計画班・整備班	・事業化の可能性を検討する。					建築指導班・県営住宅管理班	・事業化の可能性を検討する。
					地域計画班		・都市計画区域外の場合は、都市計画区域を同時に指定。（県決定）												
					地域計画・施設計画班		・復興まちづくり支援事業の実施 ・支援組織設立（今からあるべき）、専門家、（アドバイザー）登録制度 ・県職員ＯＢ等経験者の活用、現地相談所設置支援体制 ・住民への周知、合意形成												
	⑤ 被災市街地復興推進地域案（市町策定）の協議				都市行政・地域計画・施設計画班	市街地整備班	・市町における被災市街地復興推進地域案の協議を受け、関係各課へ意見照会、市町へ応諾。 ・被災市街地復興推進地域の案の審査	街路整備班	・被災市街地復興推進地域の案の審査	公園緑地班	・被災市街地復興推進地域の案の審査	計画班・整備班	・被災市街地復興推進地域の案の審査						
	⑥ 臨時都市計画審議会（市町審議会）の議を経て決定 ⑦ 都市計画決定				都市計画課都市行政班		・市町審議会の答申を受け、知事回答又は同意の手続き ・縦覧公告の手続き												
２ヶ月 ～ ２ヶ年	⑧ 被災市街地復興推進地域内における建築制限				都市計画課都市行政班		・建築行為等に対する許可事務 ・建築確認事務との連携 ・仮設住宅建設に支障のないこと ・区域設定や官民等の境界設定に容易でないことに留意する。							建築安全班	・建築行為等に対する許可事務 ・建築確認事務との連携 ・仮設住宅建設に支障のないこと ・区域設定や官民等の境界設定に容易でないことに留意する。				
	⑨ 土地区画整理事業等の計画案の作成（区画整理、再開発、地区計画、都市施設）				地域計画・施設計画班	市街地整備班	・被災市街地復興推進地域における都市計画について面整備事業の原案作成支援（関連都市計画を含む） ・被災市街地復興推進地域における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画に留意	街路整備班	・被災市街地復興推進地域における都市計画について面整備事業の原案作成支援（関連都市計画を含む） ・被災市街地復興推進地域における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画に留意	公園緑地班	・被災市街地復興推進地域における都市計画について面整備事業の原案作成支援（関連都市計画を含む） ・被災市街地復興推進地域における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画に留意	計画班・整備班	・被災市街地復興推進地域における都市計画について面整備事業の原案作成支援（関連都市計画を含む） ・被災市街地復興推進地域における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討	建築安全班	・「市町住宅復興計画策定の指導・助言」 市町及び関係各課との連絡調整 ・「民間住宅の再建支援」 住宅建設資金融資対策 家賃軽減化対策 恒久的な耐震性確保に関する指導・啓発 特定優良賃貸住宅による計画的な供給	計画班・宅地建物班	・災害復興住宅建設計画の策定・実施 ・「市町住宅復興計画策定の指導・助言」 市町及び関係各課との連絡調整 ・「民間住宅の再建支援」 住宅建設資金融資対策 家賃軽減化対策 恒久的な耐震性確保に関する指導・啓発	建築指導班・県営住宅管理班	・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画の策定・実施 ・「災害復興公営住宅の建設」 用地の確保、管理の在り方 設計の基本ルール（設計方針）の統一 型別供給の決定
	⑩ 案の決定				都市計画課都市行政班		・被災市街地復興推進地域における都市計画案の都市計画法第１７条縦覧公告												
	⑪ 都市計画審議会の議を経て決定				都市計画課都市行政班		・被災市街地復興推進地域における都市計画案の都市計画審議会付議の段取り（審議会委員の確保、図書作成指導）												
	⑫ 緊急復興事業の着手					市街地整備班	・被災市街地復興推進地域における都市計画の事業認可事務	街路整備班	・被災市街地復興推進地域における都市計画の事業認可事務	公園緑地班	・被災市街地復興推進地域における都市計画の事業認可事務	計画班・整備班	・被災市街地復興推進地域における都市計画の事業認可事務					建築指導班・県営住宅管理班	・被災市街地復興推進地域における災害復興公営住宅の建設
	⑬ 県都市復興基本計画の策定				地域計画・施設計画班		・都市計画部門の基本計画を策定する。 ・その際、県震災復興計画との整合を図る。 ・策定にあたっては、関係各課、市町、学識経験者等の意見を聴取する。 ・計画の骨子について県民に公表する。												
	⑭ 整備、開発又は保全の方針の変更案の作成、道路・公園・区画整理等の都市計画案の作成				地域計画・施設計画班	市街地整備班	・整備、開発及び保全の方針の変更案の作成及び、緊急復興地区以外の復興地区における都市計画について原案作成支援 ・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画の検討	街路整備班	・整備、開発及び保全の方針の変更案の作成及び、緊急復興地区以外の復興地区における都市計画について原案作成支援 ・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画の検討	公園緑地班	・整備、開発及び保全の方針の変更案の作成及び、緊急復興地区以外の復興地区における都市計画について原案作成支援 ・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画の検討	計画班・整備班	・整備、開発及び保全の方針の変更案の作成及び、緊急復興地区以外の復興地区における都市計画について原案作成支援 ・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の整備手法の検討 ・まちづくり活動、計画策定等に対する支援措置 ・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画の検討			計画班・宅地建物班	・災害復興住宅建設計画の検討	建築指導班・県営住宅管理班	・活用する補助制度等の検討 ・災害復興住宅建設計画の検討
	⑮ 案の決定				都市計画課都市行政班		・整備、開発及び保全の方針の変更案及び、緊急復興地区以外の復興地区における都市計画案の都市計画法第１７条縦覧公告												
	⑯ 都市計画審議会の議を経て決定				都市計画課都市行政班		・整備、開発及び保全の方針の変更案及び、緊急復興地区以外の復興地区における都市計画案の都市計画審議会付議の段取り												
	⑰ 復興事業の着手					市街地整備班	・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の事業認可事務	街路整備班	・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の事業認可事務	公園緑地班	・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の事業認可事務	計画班・整備班	・緊急復興地区以外の復興地区における都市計画の事業認可事務					建築指導班・県営住宅管理班	・緊急復興地区以外の復興地区における災害復興公営住宅の建設
	⑱ 復興まちづくり支援事業				地域計画・施設計画班		・現地相談所の設置 ・支援組織の設置及び支援措置 ・まちづくりアドバイザー派遣 ・まちづくりコンサルタント派遣 ・まちづくり活動助成 ・まちづくりセンター等（防災街区整備推進機構等）												